

様

「松下プラズマディスプレイ事件の公正判決を求める署名」

へご協力をお願い

松下 PDP 事件 原告 代理人弁護団
弁護士 村田 浩治
弁護士 豊川 義明
弁護士 中筋 利朗
弁護士 大西 克彦
弁護士 奥田 慎吾
弁護士 中平 史

貴団体の日頃の活動に敬意を表します。緊急の署名のお願いをさせていただきます。

松下 PDP 事件大阪高裁判決は、全国 1900 万人非正規雇用労働者の権利確立にとって画期的なものでした。松下プラズマディスプレイの偽装請負を告発した吉岡力さんは、5ヶ月間期間工として働いた後解雇されました。この5ヶ月間「黒テント」に押し込められさまざまな人権侵害行為を受けました。08年4月25日大阪高裁は、吉岡さんが強いられた偽装請負が、労働者供給事業を禁じた職業安定法44条と中間搾取を禁じた労働基準法6条に違反しており、松下PDPと吉岡力さんの間には黙示の労働契約が成立していることの認定と、配置転換を含む人権侵害行為に対する損害賠償を松下PDPに命じたのです。いまやこの大阪高裁判決に勇気づけられた非正規労働者が全国で50件以上の裁判闘争を行っています。

最高裁判所は口頭弁論を11月27日に開催すると通知してきました。司法府の最高機関である最高裁が、偽装請負や違法派遣に関して非正規労働者の権利を救済する判断を出すのかどうか極めて重要なものです。今後の派遣法改正論議や全国の裁判闘争の行方を、今回の最高裁判断が規定するといっても過言ではありません。

このような緊迫した状況をご理解いただき、最高裁第2小法廷宛署名にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第一次集約日 11月20日(金)

第二次集約日 12月5日(土)

署名集約場所 弁護士村田浩治(堺総合法律事務所)
堺市堺区一条通二十番五号(銀泉堺東ビル六階)
電話 (072) 221-0016(代)

【呼びかけ】